

役員報酬規程

社会福祉法人 ケイテ一翔育会

社会福祉法人ケイテール翔育会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ケイテール翔育会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給することができる。年間300万円以下 または月30万円以下とする。

2 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、費用を弁償することができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

3 交通費の実費は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改 廃)

第3条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

平成22年4月 1日より適用

平成27年4月 1日改訂

平成29年5月17日改訂

平成31年1月25日改訂

令和 4年3月31日改訂

令和 5年3月31日改訂